

資料一覧

- 資料 1 文化財保存活用大綱について
 - 資料 2 山形県文化財保存活用大綱（仮称）について
 - 資料 3 今後の進め方について
 - 資料 4 「山形県文化財保存活用大綱（仮称）」策定に向けての論点について
-
- 参考資料 1 地域における文化財の総合的な保存・活用（全体イメージ）【文化庁資料】
 - 参考資料 2 文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針の概要【文化庁資料】
 - 参考資料 3 文化財保存活用地域計画パンフレット【文化庁資料】
 - 参考資料 4 文化財の体系図（国・県）と文化財の説明

文化財保存活用大綱について

1 背景（国の動き）

◆平成29年12月8日 国の文化審議会の答申

過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、文化財は滅失や散逸の危機にある。これまで価値づけが明確でなかった未指定文化財を含め、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要。

◆平成30年6月 文化財保護法改正（平成31年4月施行）

上記答申を受け、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため、法が改正された。

改正によるおもな新制度

- 都道府県による文化財保存活用大綱の策定
- 市町村が作成する文化財保存活用地域計画の文化庁長官による認定
- 国指定等文化財の所有者等が作成する保存活用計画の文化庁長官による認定

2 文化財保存活用大綱とは

◆大綱とは

- 大綱とは、各都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの。
- 市町村は文化財保存活用地域計画の作成に際して、大綱を勘案することとされている。
- 大綱を策定する際は、文化財の専門家や所有者、民間団体関係者、市町村の文化財担当者等の意見を聴くとともに、関係部局と情報共有を図るなど適切に連携することが望ましい。

◆大綱策定の意義

文化財の保存・活用の基本的な方向性を定めた「文化財保存活用大綱」を策定することにより、域内市町村の地域計画の作成を促し、都道府県及び市町村が同じ方針の下で、都道府県内の文化財保護に関して連携して取り組んでいくことができる。

◆大綱策定によるさまざまな効果

- 都道府県内の文化財保護の課題が整理されたうえで、目指すべき方向性や取組方針が、初めて“見える化”される。
- 中・長期的な見通しのもと、文化財の保存・活用に取り組むことができる。
- 多様な関係者が参画し、地域社会総がかりで行う取組が促進される。
- 同じ方針のもとで域内市町村が広域的に連携して取組を進めることができる。
- 都道府県が事業主体として実施する国庫補助事業（一部）に補助率の加算が得られる。

3 大綱に定める基本的事項

- 文化財の保存・活用に関する基本的な方針
- 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置
- 域内の市町村への支援の方針
- 防災・災害発生時の対応
- 文化財の保存・活用の推進体制

文化財保護法（抜粋）

（文化財保存活用大綱）

第八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

山形県文化財保存活用大綱（仮称）について

1 大綱の位置づけ

本大綱の策定にあたっては、以下の諸計画等との一体性及び整合性に考慮することとする。

- 県の長期総合計画である「第4次山形県総合発展計画」（令和2年3月策定）
- 県の文化芸術の振興に関する総合計画である「山形県文化推進基本計画」（平成31年3月策定）
- 県の教育に関する総合計画である「第6次山形県教育振興計画」（平成27年5月策定）

そのほか、県の防災に関する総合計画である「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」（令和3年3月策定予定）や国連が定める「持続可能な開発目標（SDGs）」に配慮することとする。

2 大綱が対象とする文化財

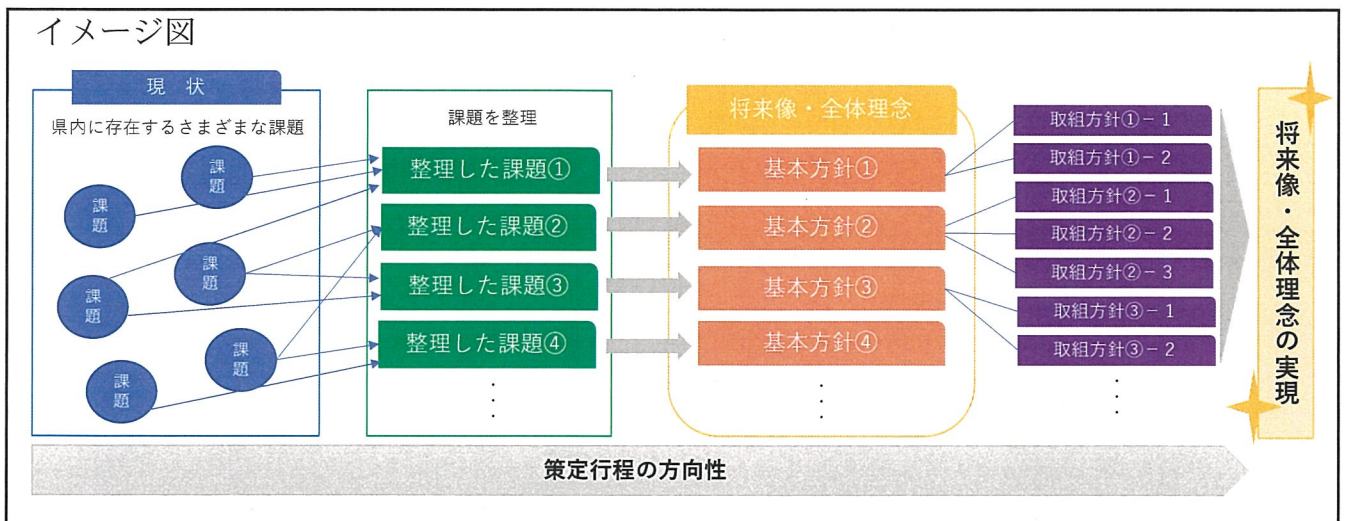
本大綱では、つぎに掲げる文化財を広くその対象とする。

- 文化財保護法で規定されている有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型に加え、埋蔵文化財及び文化財の保存技術。（参考資料4の通り）
- 食文化等の生活に係る文化（生活文化）や国民娯楽など、必ずしも文化財に該当すると言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産。

※文化庁による『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針』に基づく。

3 大綱の策定行程のイメージ

本大綱では、まず山形県における文化財の保存・活用に関する現状と課題を適切に把握することから始める。そのうえで、各分野の課題と全体に通じる課題に分けて整理し、うち全体に通じる課題について、解決に向かうための「基本方針」を課題に対応するかたちで設定する。そして、「基本方針」を包括し、今後山形県が目指すべき文化財の保存と活用の方向性である「将来像・全体理念」を掲げる。最後に、それぞれの「基本方針」に基づいた施策展開を検討し、県として取り組むべき具体的な施策である「取組方針」として明示することで、「将来像・全体理念」の実現を推進する。



◆現状と課題の適切な把握のための「文化財保護実態調査」の実施について

文化財保護の実態を把握するために、県指定文化財所有者・保持者・保存会及び市町村に対して課題や意見を聴取する調査を令和2年10月付で実施した。

調査結果は、本大綱全体に反映させるほか、必要に応じて大綱内に基礎データ（図表）や資料編として掲載する。

※県指定文化財所有者・保持者・保存会に対する調査の回収率等

	分野	送付数（調査票ベース）	回答数	回収率（％）
1	建造物	37	28	75.7%
2	美術工芸品	148	103	69.6%
3	無形文化財	3	3	100.0%
4	有形民俗文化財	6	6	100.0%
5	無形民俗文化財	22	16	72.7%
6	史跡、名勝	22	21	95.5%
7	天然記念物	49	42	85.7%
	合計	287	219	76.3%

今後の進め方について

令和3年	3月30日	山形県文化財保存活用大綱策定作業部会の設置
	<u>同日</u>	<u>第1回山形県文化財保存活用大綱策定作業部会</u>
		➤ 論点に従って委員から意見を聴取。
		～第1回部会の意見を踏まえて骨子案の検討・作成～
(5月		令和3年度第1回山形県文化財保護審議会)
<u>6月</u>		<u>第2回山形県文化財保存活用大綱策定作業部会</u>
		➤ 骨子案を提示し、委員から意見を聴取。
7月		山形県文化財保存活用大綱策定に向けた市町村との 意見交換会
		～第2回部会及び市町村からの意見を踏まえて中間案の検討・作成～
<u>9月</u>		<u>第3回山形県文化財保存活用大綱策定作業部会</u>
		➤ 中間案を提示し、委員から意見を聴取。
		～第3回部会の意見を踏まえて最終案の検討・作成～
10月		パブリックコメント実施
(10月		令和3年度第2回山形県文化財保護審議会)
		～パブコメの意見を踏まえて最終調整～
<u>11月</u>		<u>第4回山形県文化財保存活用大綱策定作業部会</u>
		➤ 大綱素案を提示し、議決(知事へ答申)。
12月		策定(知事決裁)
令和4年	2月	山形県文化財保存活用大綱策定の市町村説明会
	(2月	令和3年度第3回山形県文化財保護審議会)
	3月	関係者に対して冊子及びパンフレットの配布

「山形県文化財保存活用大綱（仮称）」策定に向けての論点について

論点1 文化財の捉え方について

文化財は、さまざまな時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、先人の不断の努力によって現在まで守り伝えられてきた貴重な財産です。

県民一人ひとりが文化財をより身近に感じるためには、人々にとって文化財がどのような存在であると捉えることができるでしょうか。

例) 先人から引き継いだ自身の家、組織、地域にとってのアイデンティティ。

次世代に継承していかなければならない宝物。

地域の魅力を伝えるもので、地域にとってなくてはならないもの。

観光資源として活かしていくもの。

あわせて、なぜ人々は文化財を守る必要があるのか、委員のご経験等も踏まえてご意見お聞かせください。

論点2 文化財を取り巻く環境について

現在、文化財が散逸・消滅の危機に瀕している背景として、文化財を取り巻くさまざまな環境が変化していることが考えられます。具体的にどのような変化を感じますか。

例) 少子高齢化、人口減少が進み、地域社会が衰退・消滅している。

旧家が断絶しており、相続による継承がままならない。

生活様式や習俗慣習が変わり、人に付随する知恵や技術が途絶えてしまっている。

論点3 文化財の保存について

*文化財の保存とは、調査や指定、日常の維持管理、修理、整備、伝承活動など、文化財そのものの価値を明確化・維持・向上させる取組です。

① 文化財の保存に関する現状と課題

文化財の保存に関する現状・課題として感じていることは何ですか。

- 例) 調査について・・・調査による価値の把握が不十分。追跡調査や補足調査ができていない。
指定について・・・指定の地域や分野に偏りがある。植物分野の指定解除が増えている。
維持管理について・・・所有者が負担に感じている。適切な保存環境を確保できていない。
修理について・・・適切な周期で修理できていない。所有者が費用を負担に感じている。
伝承について・・・人から人へ伝える芸能や技術について後継者不足が深刻。

② 文化財の保存に関する今後の方針

文化財の保存に関して、どのような方針のもとに取り組んでいく必要がありますか。

- 例) 調査について・・・域内の文化財の把握に努める。大学等研究機関と連携した調査を蓄積する。
指定について・・・調査に基づいた適切な評価を行う。地域や分野に偏りのない指定。
維持管理について・・・地域を巻き込んだ維持管理による負担減。法や条例に基づく手続きの遵守。
修理について・・・文化財の本質的価値の維持・向上に資する適切な修理の実施。
伝承について・・・長い時間を要する継承活動に対して、息の長い支援を実施。

論点4 文化財の活用について

*文化財の活用とは、公開など、文化財の価値や魅力を適切に理解するための取組です。

① 文化財の活用に関する現状と課題

文化財の活用に関する現状・課題として感じていることは何ですか。

例) 絹や紙などから成る脆弱な文化財は、公開することで損傷や劣化につながるため注意が必要。
文化財とそれに付随する歴史文化等に触れる機会が少なく、文化財が縁遠い存在になっている。
文化財は専門的すぎて難しく、その価値が伝わっていないため、継承の意義が理解できない。

② 文化財の活用に関する方針

文化財の活用に関して、どのような方針のもとに取り組んでいく必要がありますか。

例) 文化財を安全に公開するため、適切な環境と取り扱うことのできる人材(学芸員等)を確保する。
県民誰もが、山形県の文化財とそれに付随する歴史文化等に親しむことのできる機会を確保する。
専門家との連携等により、文化財の難しい価値を正しく理解し、継承の意義を認識する。

論点5 文化財の防災について

*文化財の防災については、別途ワーキンググループで課題整理と方針を検討する予定です。

① 文化財の防災に関する現状と課題

文化財の防災に関する現状・課題として感じていることは何ですか。

例) 平時・・・防火設備の設置や耐震対策が不十分。訓練がマニュアルの共有ができていない。
災害時・・・行政と大学や各団体と連携したネットワークが構築されていない。

② 文化財の防災に関する方針

文化財の防災に関して、どのような方針のもとに取り組んでいく必要がありますか。

例) 平時から災害に備えた仕組みと業務体制を作る。
県内の行政、大学、各団体等の連携体制を整える。
市町村間の連携や県を超えた広域連携の体制を整える。

論点6 文化財を継承するための基盤について

*文化財を継承するための基盤とは、人材（人々の関心、後継者、専門職員）や仕組み（連携体制、支援体制、資金、制度、組織など）に関することなどを指し、いずれも密接に関わり合っています。

① 文化財を継承するための基盤に関する現状と課題

文化財を継承するための基盤に関する現状・課題として感じていることは何ですか。

例) 人材・・・地域において文化財の継承に対する関心が薄いため、人材が育たない。

仕組み・・・一所有者、一保存会で文化財の継承に関する悩みを抱え込み、孤立している。

茅葺屋根の茅の確保について、それぞれの所有者や市町村が課題に感じている。

② 文化財を継承するための基盤に関する方針

文化財を継承するための基盤に関して、どのような方針のもとに取り組んでいく必要がありますか。

例) 人材・・・「自分たちの文化財」という意識を普及し、地域における文化財の継承の担い手を育成する。

仕組み・・・所有者や保存会が孤立しないよう、情報交換する機会や連携の仕組みを整備する。

原材料等に関する課題を解決するための市町村を超えた広域的な体制を整備する。

論点7 山形県が目指すべき文化財の保存と活用の将来像について

山形県が今後目指すべき文化財の保存と活用の理想の姿・在り方とは、どのようなものでしょうか。

例) 文化財を確実に次世代へ継承することで、魅力あふれる豊かな山形県につながる。

県内各地で守り育てられた文化財が、地域で愛され、誇りとなって適切に継承される。

論点8 各主体に対して期待される役割について

これから山形県の文化財の保存と活用をより一層推進するにあたって、各主体がそれぞれの立場から積極的に関わる必要があります。各主体に対して、どのような役割が期待されるでしょうか。

- 例) 県・・・・・・・・県全域を見渡した政策立案、広域的な取組の支援、専門的な指導・助言
- 市町村・・・・・・・・域内の文化財の把握、所有者との対話による課題の吸い上げ
- 所有者等・・・・・・・・文化財の適切な保存、行政や関係団体との連携
- 県民・・・・・・・・文化財を適切に理解する、次世代への継承への積極的な参画

① 県に期待する役割

② 市町村に期待する役割

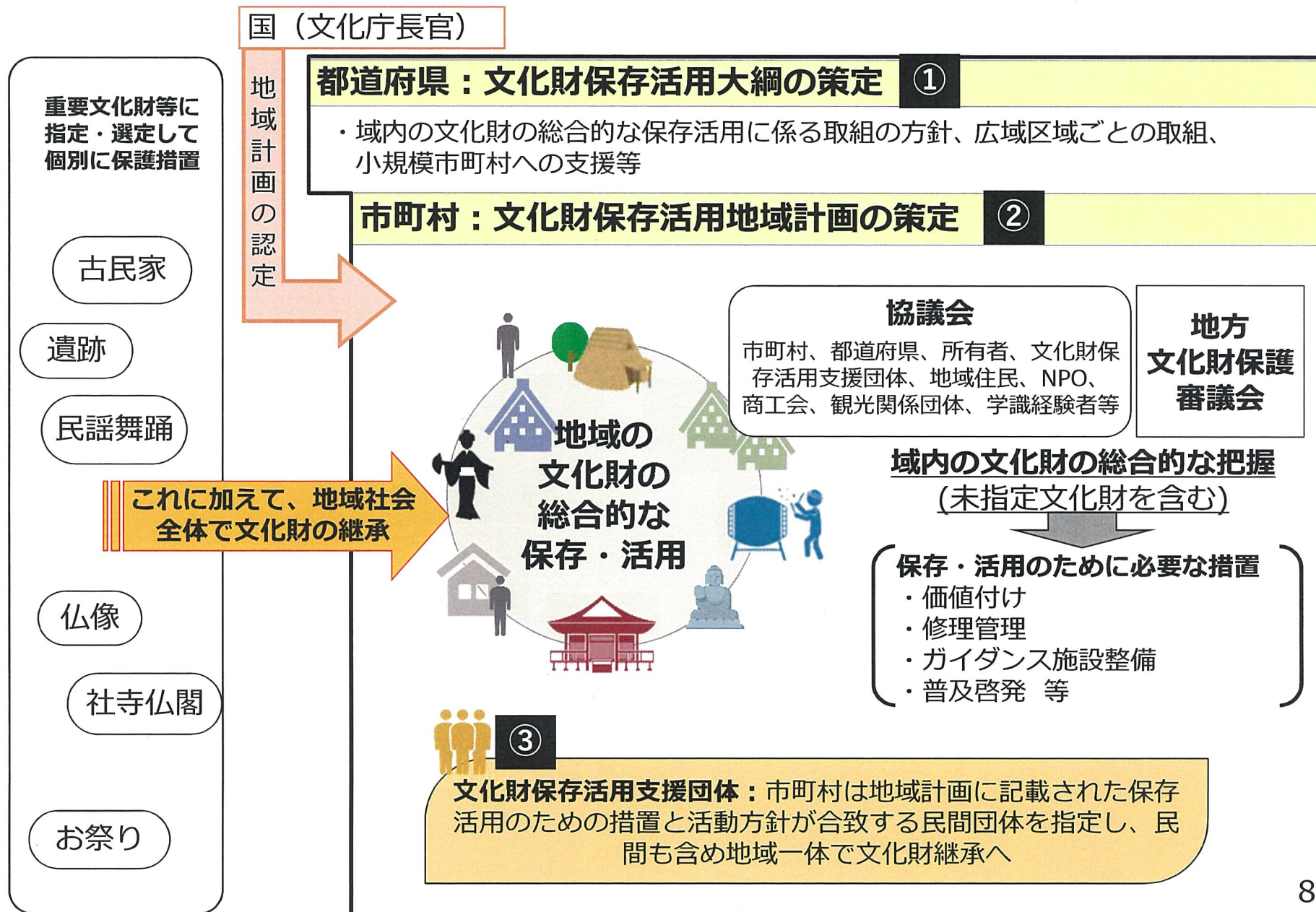
③ 所有者・保存会等に期待する役割

④ 県民に期待する役割

論点9 その他について

その他何かございましたら、自由に御意見を申し上げます。

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用【全体イメージ】



文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針【概要】

指針の位置付け

平成30年の文化財保護法（以下「法」という。）の改正により、新たに制度化された（1）都道府県による文化財保存活用大綱の策定、（2）市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定、（3）市町村による文化財保存活用支援団体の指定、（4）所有者等による保存活用計画の作成及び文化庁長官による認定等に関して、その作成・推進等が円滑に進むよう、作成等に当たっての基本的な考え方や具体的な記載事項、留意事項等を示したもの。

指針の主な内容

1. 文化財保存活用大綱

○大綱は、各都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの。

○大綱には、以下に掲げる内容を基本的な記載事項として定める。

- ①文化財の保存・活用に関する基本的な方針、②文化財の保存・活用を図るために講ずる措置
③域内の市町村への支援の方針、④防災・災害発生時の対応、⑤文化財の保存・活用の推進体制

○策定の際は、文化財の専門家や所有者、民間団体関係者、市町村の文化財担当者等の意見を聴くとともに、関係部局と情報共有を図るなど適切に連携することが望ましい。

2. 文化財保存活用地域計画

○地域計画は、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン。

○地域計画には、以下に掲げる内容を記載事項として定める（法第183条の3第2項各号）。

（第1号関係）[当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針]

- ①当該市町村の概要、②当該市町村の文化財の概要、③当該市町村の歴史文化の特徴、
④文化財の保存・活用に関する課題、⑤文化財の保存・活用に関する方針

（第2号関係）[⑥当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容]

（第3号関係）[⑦当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項]

（第4号関係）[⑧計画期間]

（第5号関係）[文部科学省令で定める事項] ⑨文化財の保存・活用の推進体制等

（その他、必要に応じて任意で定めることができる事項）

- ⑩関連文化財群に関する事項、⑪文化財保存活用区域に関する事項、⑫認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容、⑬その他の事項

○作成の際は、協議会を設置して多様な関係者の意見を踏まえることが望ましい。協議会には、都道府県、市町村の都市計画・教育・観光等の関係部局のほか、文化財の保存会やNPO団体、自治会、大学・高専教員、学芸員等の必要な者が参画できる。また、地方文化財保護審議会の意見聴取を行うほか、パブリックコメント等により住民意見の反映に努めることが必要。

○文化庁長官の認定を受けるには、以下の基準を満たすことが必要（法第183条の3第5項各号）。

（第1号関係）[当該地域計画の実施が文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること]

- ・計画期間内に実施すべき措置が盛り込まれていること
- ・それらが文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること

（第2号関係）[円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること]

- ・措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- ・措置の実施スケジュールが明確であること
- ・認定を受けた場合の事務処理の特例の適用を希望する場合には、当該事務の実施に必要な人員の配置など適切な実施体制が確保されていること

（第3号関係）[大綱が定められているときは、当該大綱に照らして適切なものであること]

3. 文化財保存活用支援団体

- 支援団体は、市町村が地域の民間団体と連携・協力していくパートナーシップを結ぶことにより、地域の多様な主体を文化財に関する各種施策の推進主体として位置付けたもの。
- 支援団体には、文化財の保存・活用に取り組む社団法人、財団法人、NPO法人、営利団体（民間企業等）、法人格を持たない任意の団体などが指定されることが考えられる。
- 指定の際は、定款や事業計画書、財務諸表等により、団体の組織・資金等の面を確認することが必要。また、市町村と支援団体は適正な役割分担のもとに円滑に連携するため、定期的に意見交換の場を設けるなど、認識の共有を図りながら取組を進めることが望ましい。
- 個人・法人が重要文化財や重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を一定の支援団体に譲渡する場合、譲渡所得の課税の特例等を受けることができる。

4. 保存活用計画

- 保存活用計画は、個々の国指定文化財及び登録文化財を対象に、所有者・管理団体等が作成する保存・活用の考え方や具体的な取組の内容を定めた基本的な計画である。
- 保存活用計画には、文化財類型に応じた記載事項を定める。

【重要文化財（建造物）の場合】

（当該重要文化財に関する基本的な事項）

- ①当該重要文化財の名称・所在地等、②当該重要文化財の所有者・管理団体等、③保存活用計画の対象とする区域、④当該重要文化財の概要・価値等

（当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容）

- ⑤保存の現状と課題、⑥活用の現状と課題、⑦保存管理に関する事項、⑧環境保全に関する事項、⑨防災・防犯に関する事項、⑩活用に関する事項、⑪保護に関する諸手続

（計画期間）⑫計画期間

（必要に応じて任意で記載する事項）

- ⑬現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）に関する事項、⑭修理に関する事項

- 作成の際は、地方公共団体の文化財担当部局や文化財の専門家等の指導・助言を求めたり、意見を聴きながら作成することが考えられる。
- 文化庁長官の認定を受けるには、以下の基準を満たすことが必要。

（保存活用計画の実施が文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること）【全類型共通】

- ・文化財の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置が盛り込まれていること
- ・それらが文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること

（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること）【全類型共通】

- ・措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- ・措置の実施スケジュールが明確であること

（大綱又は認定地域計画が定められているときは、これらに照らして適切なものであること）【全類型共通】

- ・保存活用計画の内容が大綱又は認定地域計画と整合性のとれたものとなっていること

（現状変更等に関する事項が記載されている場合には、その内容が省令で定める基準に適合するものであること）【重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物】

- ・現状変更等の実施方法等が明らかであることや、文化財が毀損するおそれがないことなど

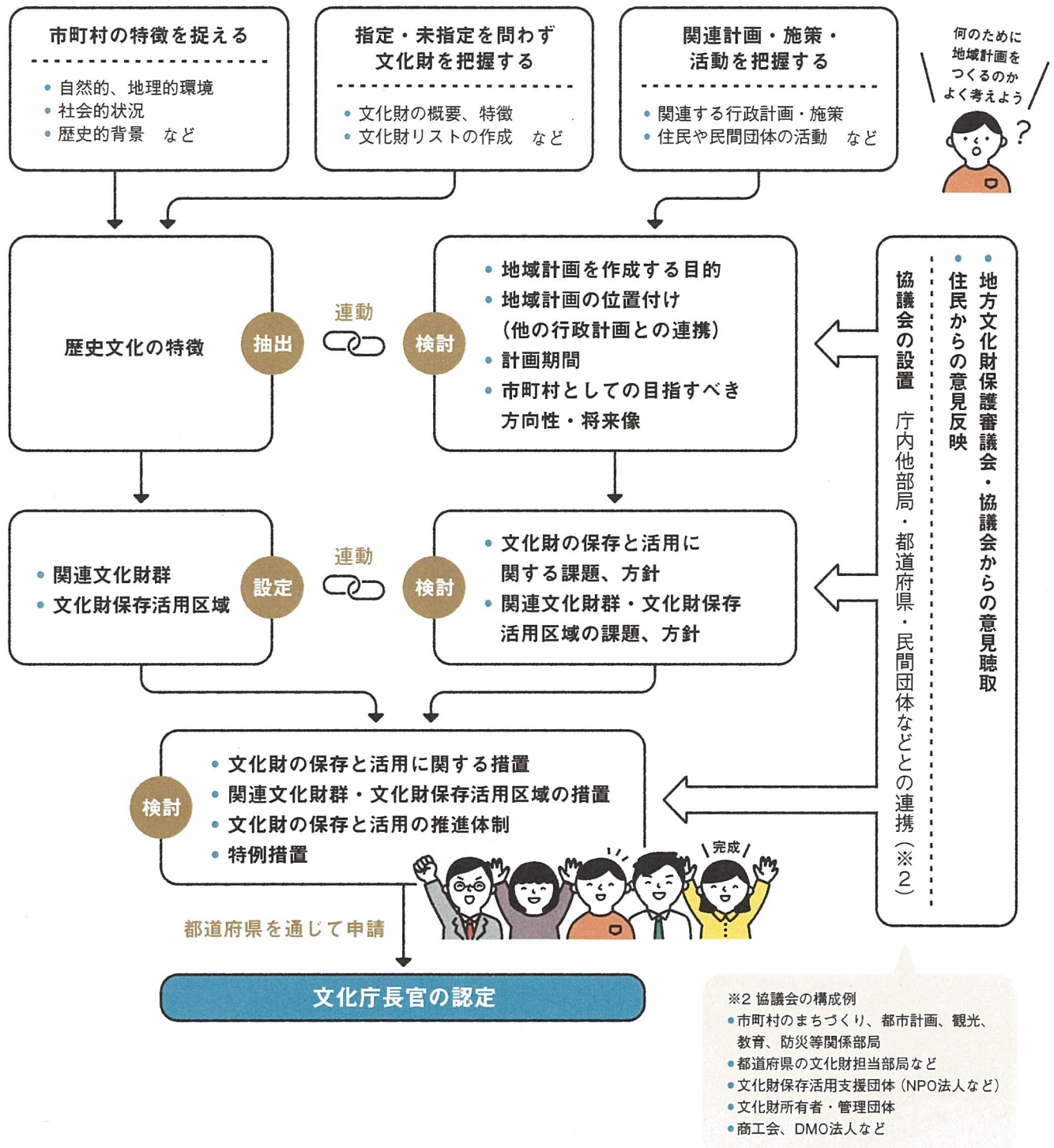
（修理に関する事項が記載されている場合には、その内容が省令で定める基準に適合するものであること）【重要文化財】

- ・修理の実施方法等が明らかであることや、文化財が毀損するおそれがないことなど

（公開を目的とする寄託契約に関する事項が記載されている場合には、その内容が省令で定める基準に適合するものであること）【重要文化財（美術工芸品）、登録有形文化財（美術工芸品）】

- ・当該寄託契約に、寄託先美術館・博物館で当該美術工芸品を適切に公開する旨の定めがあることや、5年以上の期間にわたって有効な契約であることなど

02. 文化財保存活用地域計画 作成の流れ



03. 認定の基準

文化庁長官による認定には次に掲げる要件を満たしていることが必要です。

- 1 文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること
- 2 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- 3 文化財保存活用大綱が定められているときには、当該大綱に照らし適切なものであること

認定を受けた場合の特例措置

- ・ 国の文化財登録原簿への登録の提案
ボトムアップでの未指定文化財の保護の推進
- ・ 町村への一部事務の権限移譲
認定町村における円滑な計画の実施

歴史文化とは

地域に固有の風土の下、先人によって生み生まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれが存在する環境を総合的に把握した概念。地域の歴史や文化にまつわるコンテクスト。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴をあらわす。

歴史文化の特徴の例

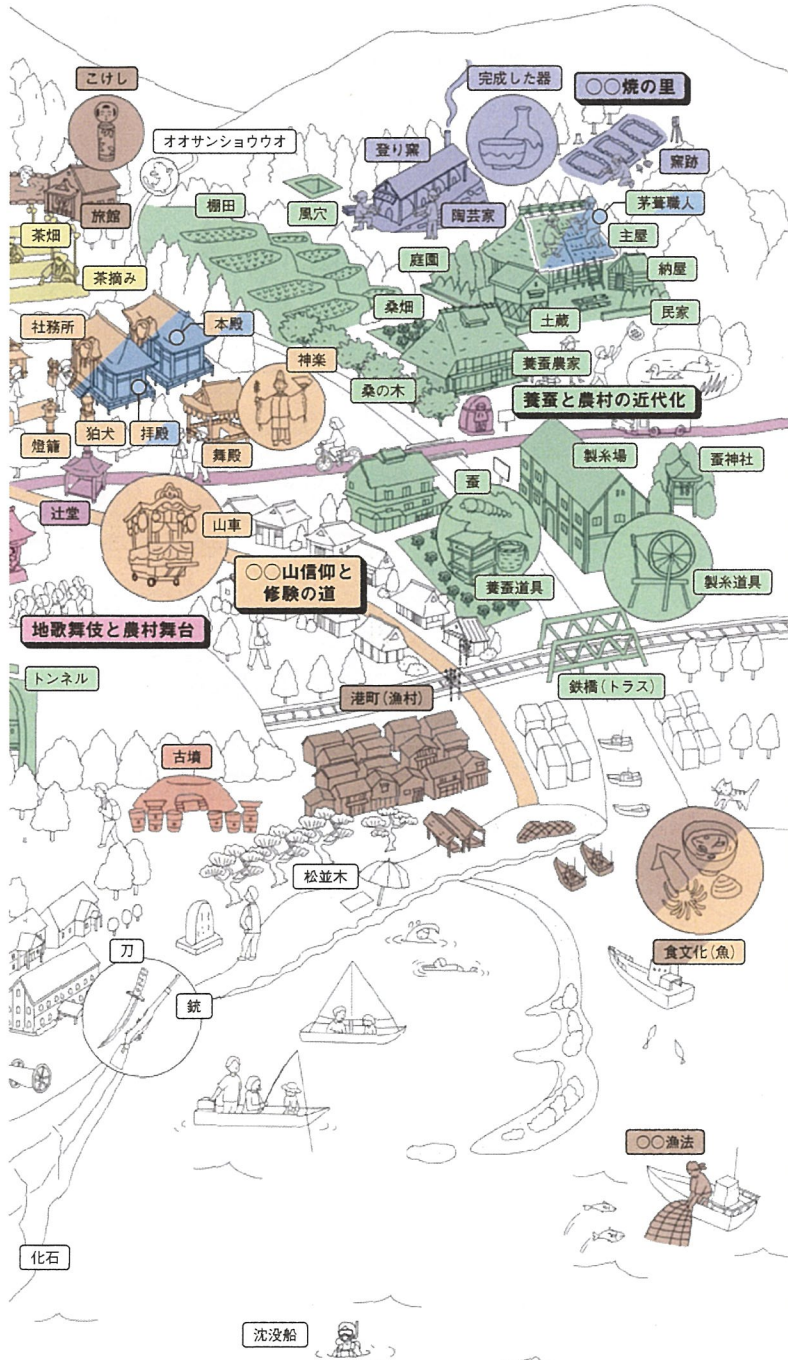
- 1 ○○国の繁栄
- 2 ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
- 3 ●●藩により形成された地域の骨格と文化
- 4 近代化の波—鉱山・鉄道・養蚕—
- 5 「ものづくり」の多様性と技術の錬磨
- 6 ●●街道を行き交う人々の交流
- 7 風土に育まれた多様な生活と文化

関連文化財群とは

指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることが出来る。

関連文化財群の例

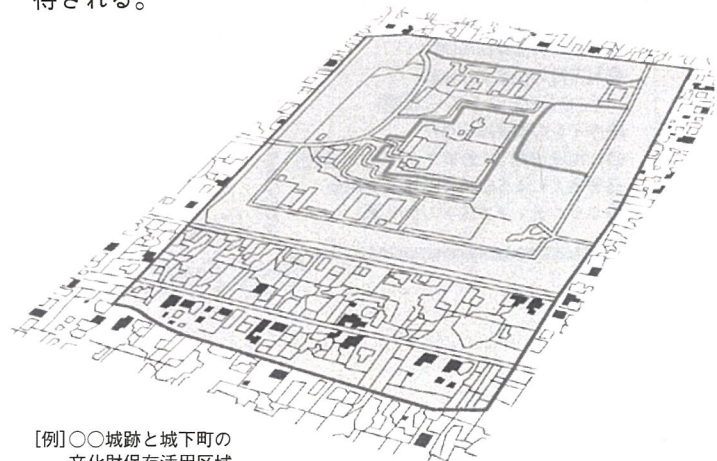
- 1 ○○国の繁栄
 - 1-1 ○○古墳と副葬品
- 2 ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
 - 2-1 ○○山信仰と修験の道
- 3 ●●藩により形成された地域の骨格と文化
 - 3-1 ○○城下の茶の湯文化
- 4 近代化の波—鉱山・鉄道・養蚕—
 - 4-1 鉱山経営の盛衰
 - 4-2 養蚕と農村の近代化
- 5 「ものづくり」の多様性と技術の錬磨
 - 5-1 塩づくりの歩み
 - 5-2 近世○○大工の技術と知恵
 - 5-3 ○○焼の里
- 6 ●●街道を行き交う人々の交流
 - 6-1 ●●街道と宿場町●●
- 7 風土に育まれた多様な生活と文化
 - 7-1 地歌舞伎と農村舞台
 - 7-2 豊かな食文化—海の幸・山の幸・地酒—



文化財保存活用区域とは

このマークの範囲

文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財(群)をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの。域内の地区特性や歴史文化に応じて市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながる事が期待される。



【例】○○城跡と城下町の文化財保存活用区域

凡例

- 内は主体
- ☒文化財保護部局
- ☒行政他部局
- ☒文化財所有者
- ☒住民
- ☒民間団体
- ☒歴史博物館
- ☒大学

2-1 ○○山信仰と修験の道

【方針】

過疎化や少子高齢化などにより維持管理が困難な○○山信仰にまつわる文化財群の保存に係る事業を実施し、当地に根付いた信仰文化の歴史的価値の継承をはかるとともに、情報発信に努める。

【措置】

- 8 ○○神社社殿の屋根替修理・防災設備の設置 ☒
- 9 ○○古文書の修理 ☒
- 10 ○○古文書の調査 ☒大学 ☒歴史博物館
- 11 社務所襖絵の修理及び高精細レプリカ作成 ☒大学
- 12 収蔵庫の改修 ☒
- 13 境内古本市(ユニークベニュー)の開催 ☒
- 14 舞殿での雅楽の演奏会(ユニークベニュー) ☒
- 15 山車の修理 ☒
- 16 行事・祭礼の調査およびデジタル記録作成 ☒歴史博物館
- 17 修験道ルートの確認と散策路整備 ☒
- 18 修験道ルートのサイン整備 ☒
- 19 参詣スタンプアプリの開発 ☒
- 20 春と秋の文化財の特別公開 ☒
- 21 古文書を根拠に食文化の復元 ☒歴史博物館 大学

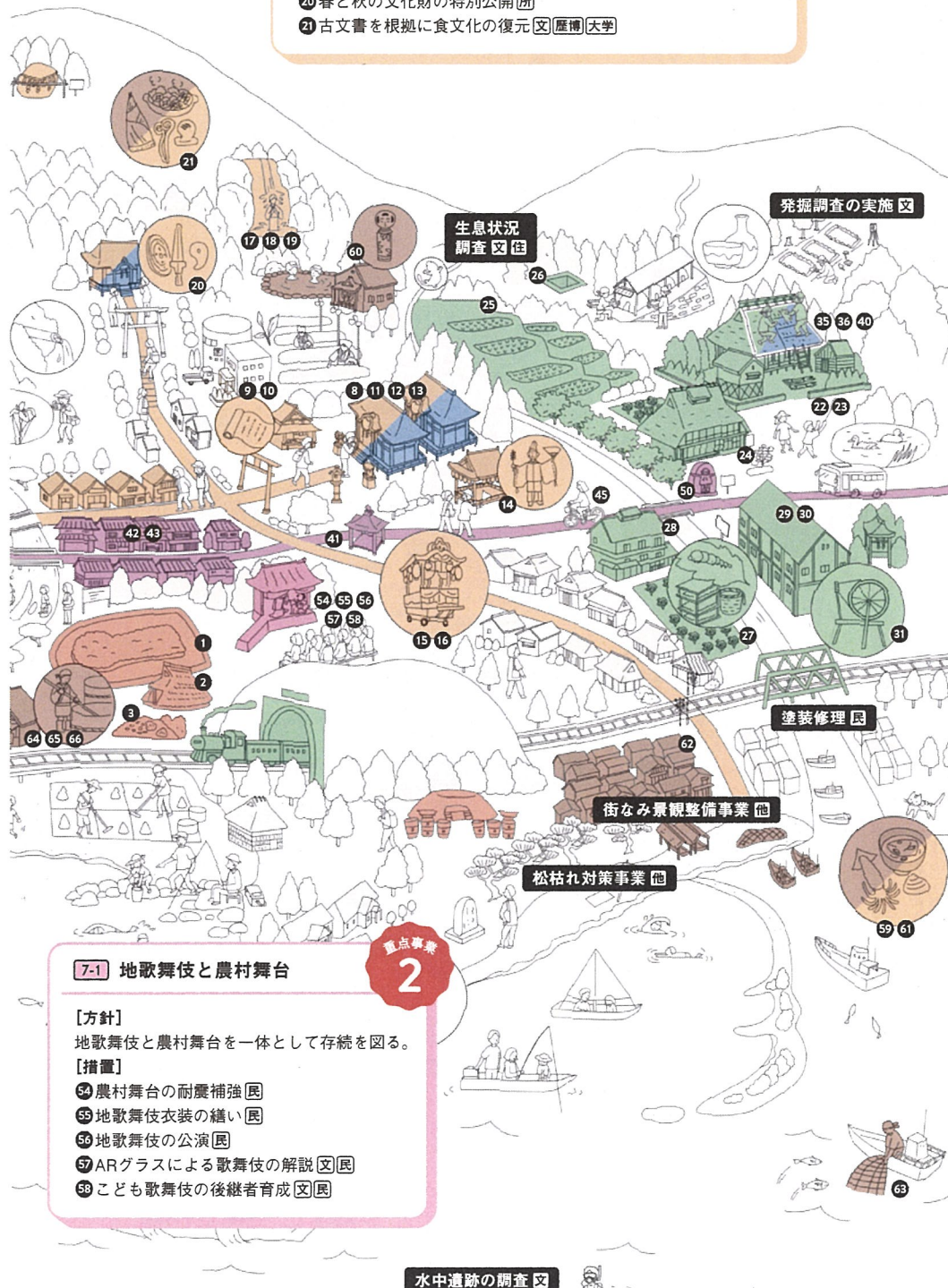
4-2 養蚕と農村の近代化

【方針】

地域おこし協力隊と住民が連携し、養蚕の近代化に伴い隆盛した農村の魅力をかき立て、賑わいを創出する。

【措置】

- 22 ●家住宅土塀の修理 ☒
- 23 ●家住宅庭園の整備 ☒
- 24 △家住宅の農泊への改修 ☒住民
- 25 棚田のライトアップ ☒
- 26 風穴のサイン整備 ☒
- 27 ボランティアによる桑畑の清掃等 ☒
- 28 ☆家住宅で地域おこし協力隊による郷土料理レストラン解説 ☒
- 29 養蚕資料館の整備 ☒住民
- 30 ガイド詰所・インフォメーションセンター整備 ☒住民
- 31 糸紡ぎ体験 ☒



重点事業 1

6-1 ●●街道と宿場町●●

【方針】

住民や寺院と連携し、文化財を活用した観光を進め、地域振興を図る。

【措置】

- 41 ○○街道の美装化・サイクルロードの整備 ☒
- 42 PFIで旅館を宿泊施設に改修・運営 ☒住民
- 43 ○○家住宅を自転車と泊まる宿泊施設に改修 ☒
- 44 ○○家住宅でのブルーワーカー・カフェ ☒
- 45 レンタサイクルの整備 ☒
- 46 仏像の詳細調査と修理 ☒大学
- 47 寺院での座禅体験・コンサート等(ユニークベニュー) ☒
- 48 まちなみをいかしたアートフェスティバルの開催 ☒
- 49 特産品をいかした土産物の開発と販売 ☒住民
- 50 石地蔵の修復 ☒
- 51 解説板の多言語化 ☒
- 52 ボランティアガイドの育成 ☒
- 53 歴史講座の開催・副読本の作成 ☒歴史博物館

7-2 豊かな食文化 一海の幸・山の幸・地酒一

【方針】

地域の魅力を再発見し、豊かな食文化及び関連する習俗の普及啓発に取り組む。

【措置】

- 59 フェノロジーカレンダーの作成 ☒住民 ☒大学
- 60 温泉街を巡るコースの造成・モニターツアーの実施 ☒
- 61 郷土食・名物の調査 ☒住民 ☒大学
- 62 漁村レストランの開設 ☒
- 63 漁労習俗に関する記録作成 ☒
- 64 酒づくりに関するパンフレットの作成 ☒住民
- 65 酒蔵の公開・レストランの出店 ☒
- 66 旧酒名・ラベルをブランド化した酒の開発 ☒
- 67 田圃オーナー制度による米づくり ☒

7-1 地歌舞伎と農村舞台

【方針】

地歌舞伎と農村舞台を一体として存続を図る。

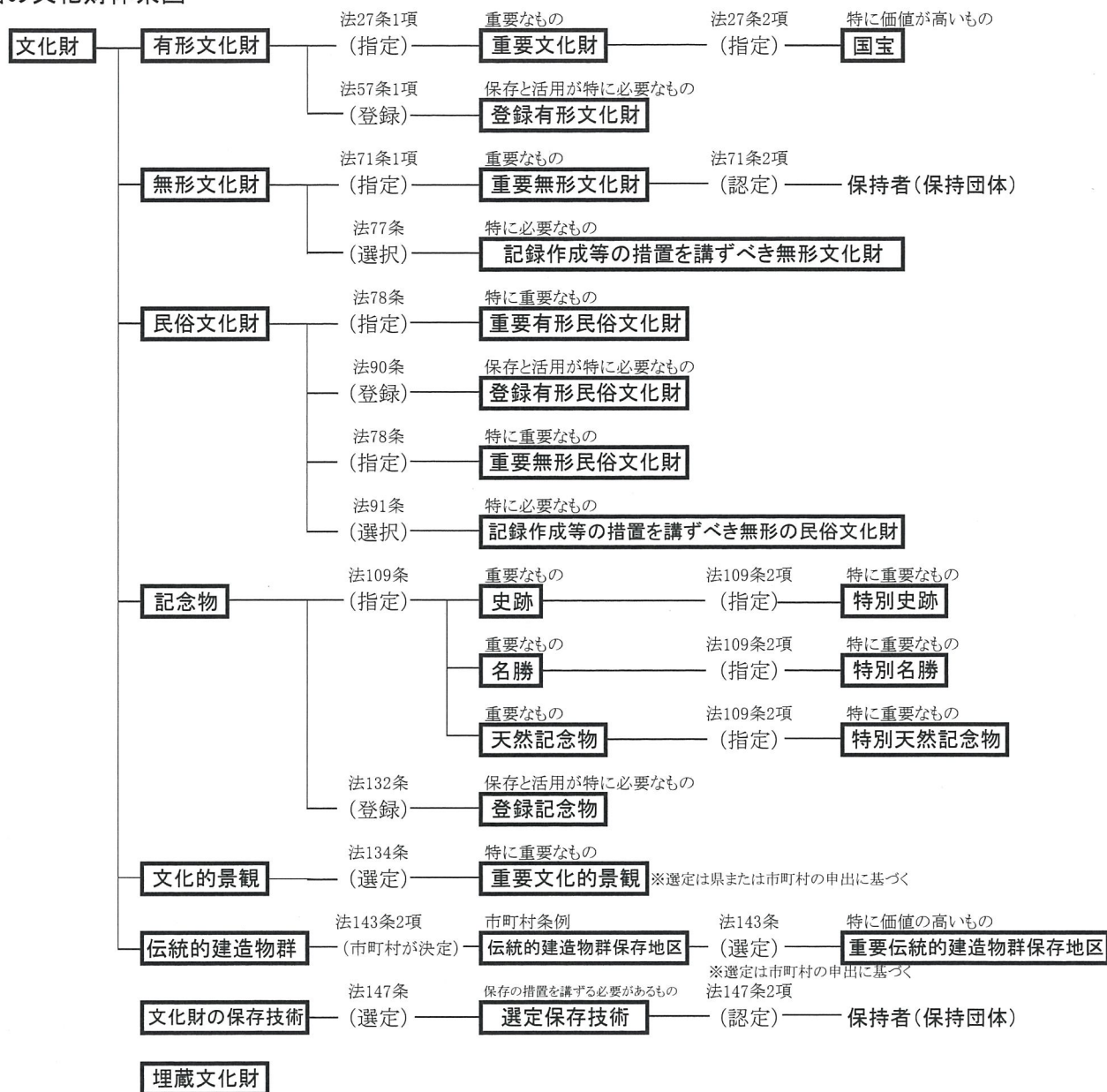
【措置】

- 54 農村舞台の耐震補強 ☒
- 55 地歌舞伎衣装の繕い ☒
- 56 地歌舞伎の公演 ☒
- 57 ARグラスによる歌舞伎の解説 ☒住民
- 58 こども歌舞伎の後継者育成 ☒住民

重点事業 2

水中遺跡の調査 ☒

◆国の文化財体系図



◆文化財の定義（文化財保護法より）

有形文化財 (建造物、美術工芸品)	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。無形の「わざ」そのものが常にその体現者を通じて表現される特性をもつ
民俗文化財 (有形民俗文化財、無形民俗文化財)	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民族技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の水位の理解のため欠くことのできないもの
記念物 (史跡、名勝、天然記念物)	【史跡】貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの 【名勝】庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの 【天然記念物】動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。「生活又は生業」と「景勝地」が有機的に関連し調和してこそ、その本質的価値が維持・継承される
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの
埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財
文化財の保存技術	文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を構ずる必要があるもの <主な対象> 有形文化財等の修理、復旧、復元、模写、模造等の技能・技術、有形文化財等の修理に要する材料の生産、製造、用具の製作等の技術・技能、無形文化財・無形民俗文化財の芸能、工芸技術、民俗芸能に用いられる用具の製作・修理及び材料の生産、製造等の技術